

相続・遺言・後見手続費用一覧表(税込)

消費税率:5%

相続関係調査

遺産相続手続	報酬	実費
基本相続調査 (戸籍、住民票合計10通までの取得報酬を含む)	31,500円	・戸籍謄本 450円 ・除籍謄本・改製原戸籍謄本 750円
追加相続調査 (戸籍、住民票を合計11通以上取得した場合)	戸籍、住民票の取得1通につき 2,100円	・住民票・戸籍の付票 200~300円 ・小為替購入手数料 100円
お客様が取得された戸籍の確認	1通につき1,050円	
相続関係説明図作成	10,500円	

遺産分割関連

遺産相続手続	報酬	実費
遺産分割協議書作成	遺産の評価額の0.105%(※) 最低31,500円	
遺産分割調停に関する書類の作成	遺産の評価額の0.525% 最低52,500円 別途成功報酬1.05%(※)	・被相続人1人につき 収入印紙1,200円程度 ・切手代数千円程度 ・必要な場合には遺産の鑑定費用
遺産分割審判に関する書類の作成	遺産の評価額の1.05% 最低52,500円 別途成功報酬2.1%(※)	・被相続人1人につき 収入印紙1,200円程度 ・切手代数千円程度 ・必要な場合には遺産の鑑定費用
特別代理人選任審判に関する書類の作成	52,500円	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度
未成年後見人選任審判に関する書類の作成	105,000円	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度
不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成	210,000円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
失踪宣告の審判に関する書類の作成	210,000円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
刑務所長等による拇印の奥書証明の取得	(日当として) 1時間につき5,250円	交通費別途

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

相続登記関連

遺産相続手続	報酬	実費
登記申請代理	不動産の評価額の0.105%(※) 最低31,500円 物件が2件を超える場合は、 1件につき、2,100円加算	・登録免許税として、不動産の固定 資産評価額の1,000分の4(0.4%)
相続不動産調査 (登記事項証明書、公図等の取得)	10,500円	1通465円~1,000円程度

※評価額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

財産の名義変更

遺産相続手続	報酬	実費
相続金融資産調査	21,000円	
預貯金の払戻し・名義変更支援	銀行等1支店につき21,000円	
自動車の所有権移転登録	自動車1台につき52,500円	500円~

相続・遺言・後見手続費用一覧表(税込)

消費税率:5%

相続放棄・限定承認

遺産相続手続	報酬	実費
相続放棄に関する書類の作成	最初の1人につき52,500円 以降は1人につき31,500円	・申述人1人につき収入印紙950円 ・切手代数百円程度
限定承認に関する書類の作成	遺産の評価額の1.05%(※) 最低210,000円	・被相続人1人につき収入印紙800円程度 ・切手代数千円程度 ・必要な場合には遺産の鑑定費用 ・上記の他、官報公告費用や内容証明郵便の郵送料などが必要
相続の承認または放棄の期間伸長の審判に関する書類の作成	52,500円	・相続人1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

相続人不存在・特別縁故者への財産分与

遺産相続手続	報酬	実費
相続財産管理人選任審判に関する書類の作成	105,000円	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・官報公告費用数千円程度
相続人搜索の公告に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・官報公告費用数千円程度
特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成	105,000円 別途成功報酬2.1%	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度

遺留分減殺請求訴訟・相続回復請求訴訟

遺産相続手続	報酬	実費
訴訟・執行・保全に関する書類の作成	訴額の5.25% 最低105,000円 別途成功報酬5.25%(※)	・訴額に応じて収入印紙数千円～数万円程度 ・切手数千円程度

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

相続・遺言・後見手続費用一覧表(税込)

消費税率:5%

遺言書作成・遺言執行

遺産相続手続	報酬	実費
自筆証書遺言作成	定型プラン: 遺産の評価額の0.105%(※) 最低73,500円 こだわりプラン: 遺産の評価額の0.315%(※) 最低220,500円	相続人調査費用(戸籍収集等)
公正証書遺言作成	定型プラン: 遺産の評価額の0.105%(※) 最低73,500円 こだわりプラン: 遺産の評価額の0.315%(※) 最低220,500円	・相続人調査費用(戸籍収集等) ・公証人に対する手数料(遺言の内容に応じて数万円～)
秘密証書遺言作成	定型プラン: 遺産の評価額の0.105%(※) 最低73,500円 こだわりプラン: 遺産の評価額の0.315%(※) 最低220,500円	・相続人調査費用(戸籍収集等) ・公証人に対する手数料 11,000円
遺言の確認審判に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
遺言執行者選任審判に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
遺言執行者就任	遺産の額が3000万円未満の場合: 遺産の額の2.1% 最低315,000円 遺産の額が3000万円以上の場合: 315,000円に遺産の額の1.05% を加えた額	

※遺産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。

法定後見(後見・保佐・補助)

遺産相続手続	報酬	実費
後見開始の審判に関する書類の作成	105,000円	・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 (・鑑定料5～15万円程度)
保佐開始の審判に関する書類の作成	105,000円	・収入印紙800円～ ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 (・鑑定料5～15万円程度)
補助開始の審判に関する書類の作成	105,000円	・収入印紙800円～ ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 (・鑑定料5～15万円程度)
後見等開始の審判前の保全処分申立に関する書類の作成	52,500円	・切手代数千円程度 (後見(保佐・補助)命令の場合) ・登記印紙4,000円
居住用不動産の処分についての許可の審判に関する書類の作成	52,500円	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度

作成日

2010/12/27

相続・遺言・後見手続費用一覧表(税込)

消費税率:5%

任意後見等契約手続

遺産相続手続	報酬	実費
任意後見契約	各 157,500円 当事務所が受任者等となる場合には、各 78,750円	・公証人に対する手数料11,000円 ・登記嘱託手数料1,400円 ・登記印紙4,000円 ・添付書類取得 数千円
任意代理契約		
継続的見守り契約		
死後事務委任契約	52,500円 当事務所が受任者となる場合には、26,250円	公正証書による場合は公証人に対する手数料が別途必要

任意後見等に関する報酬

遺産相続手続	報酬	実費
継続的見守り契約(月額)	3,150円 訪問面談1回につき10,500円	
任意後見契約・任意代理契約(月額)	資産額3000万円以下:31,500円 資産額5000万円以下:42,000円 資産額1億円以下:52,500円	
	資産額1億円超:基準額を5万2500円として1億円超える部分につき、1億円毎に10,000円を加算	
死後事務委任契約	内容により決定 上限735,000円	

任意契約等に伴う付随業務

遺産相続手続	報酬	実費
不動産の処分(売買等)に関する契約	1契約につき52,500円に契約価格の3.15%を加算 上限21万円	
不動産の賃貸借および管理に関する契約	1契約につき契約賃料・管理費等の1ヶ月分相当額の1.05%	
不動産の修繕・増築・解体等の請負に関する契約	1契約につき52,500円 契約価格が100万円を超える場合は、超えた金額の1.05%を加算	
福祉関係融資制度の利用に関する契約(担保権設定契約を含む)	1契約につき債権額の1.05% 上限105,000円	
民間有料施設人所契約	1契約につき契約価格の1.05% 最低21万円	
病院への入院に関する契約	1契約につき 21,000円~105,000円	
遺産分割、寄与分を定める申立、遺留分減殺の請求	1件につき52,500円に取得財産額の3.15%を上限として加算	
相続の承認・放棄、贈与または遺贈の拒絶・受諾	1件につき105,000円	
契約終了に伴う事務	157,500円	
財産承継手続事務	262,500円 財産額の1.05%を加算(※)	
審査請求等手続事務・家事事件等中立事務	1件につき 73,500円~157,000円	
財産保全	月額 2,100円	
日当報酬	1時間につき5,250円 上限(1日につき)52,500円	交通費別途

※対象財産の額が1億円を超える部分については、上記掛け率を2分の1とする。